

# 老齢年金の給付水準と貧困回避機能についての一考察

## — OECD諸国間の比較を通して —

海野 恵美子

### 要約

本稿の目的は、OECD諸国における年金給付(分析の中心は老齢年金)水準を65歳以上高齢者の貧困率と比較することにより、年金の貧困防止機能がどのように遂行され、また、どのように遂行できているのかを検討することであり、これを行う理由は、公的年金の縮減・民営化を目指した年金改革の下で高齢者の貧困リスクが増大しているためである。年金が高齢者の貧困防止機能を果たすためには、ネットの最低年金額>ネットの最低賃金額 $\geq$ 社会扶助(公的扶助)額とするオランダ方式の基礎年金水準・制度を設計すべきである。

**キーワード** 老齢年金、高齢年金受給者貧困率、最低賃金、最低保障年金、オランダの年金制度

### 目次

1. 序－分析の目的と視点
2. 分析方法とデータの限界
3. 貧困基準と高齢年金受給者貧困率との関係
  - 3.1 貧困基準
  - 3.2 高齢年金受給者の貧困率
4. 年金水準と高齢年金受給者貧困率
  - 4.1 1階部分の年金水準(表2のB欄)と高齢年金受給者貧困率(表2のA欄、図1)
  - 4.2 中位所得者年金の所得代替率(表3のC欄)と高齢年金受給者貧困率(表3のA欄、図2)
  - 4.3 低位所得者年金の所得代替率(表4のD欄)と高齢年金受給者貧困率(表4のA欄、図3)
5. 年金水準と最低賃金及び高齢年金受給者貧困率
6. 年金と社会保障負担
7. 結語

## 1. 序－分析の目的と視点

本稿の目的は、主にOECDの資料<sup>[1]</sup>(OECD加盟30カ国)を基に、高齢者の貧困率(25カ

国)との関連で老齢年金、主に老齢基礎年金の水準を国際比較の面から分析し、日本の基礎年金制度のあり方を考える一助とすることである。

OECDの資料は、「OECD諸国における年金保証額を直接比較した最初のもの」とされるが、その公刊動機は、それまでの年金改革の国際比較の多くは財政面にのみ焦点が当てられ「支払い可能な年金を約束し、年金生活者の貧困再発を避けるという二重の目標<sup>[2]</sup>を同時に達成しようとするならば、必要不可欠である」、「年金制度の持続可能性および年金受給者の所得の妥当性と分配に及ぼす改革の影響にはあまり注意が払われてこなかった」ため、すなわち後者の側面を軽視する傾向があったためとされ(OECD、p.11、2007)、そこで、その分析方法として年金生活者の貧困回避のために「年金受給者がある絶対生活水準に到達することを目的として設計されている」「再分配的年金制度」の1階部分と、前者に相当する、「就労時と比較して、退職後のある目標水準に達することを目的として設計されている」所得比例の「保険部分」の2階部分とに区分した上で、次のような分析方法を採用している。

1つは、「すべてのOECD諸国は、高齢者の貧困防止のための最低所得保障を整備している」とされる(但し、日本には、3級の障害厚生年金での最低額保証のような部分的な最低年金額保証はあるが、表1の野党・労働諸団体の最低保証年金要求に見るように、一般的な最低年金額保証は無い。)1階部分については、a. 年金所得か、年金所得以外の広範な所得か、所得・資産かのいずれかの調査付きで「より貧しい年金受給者にはより多く支給する」「特定階層向け年金」resource-tested programmes(表2B-②)、b. 「給付額は全ての退職者に同額が支払われるという定額か、もしくは就労年数(過去の報酬ではなく)にのみ基づく」「基礎年金制度」basic schemes(表2B-③)、c. 「2階部分の報酬比例年金制度の規則の一部」である「最低年金」minimum pensions(表2B-④)の3つに区分し<sup>[3]</sup>、それぞれの年金額の対平均報酬比とそれらの合計額とを算出しているので、合計額の最低保証年金額(表2B-①)を規定するのはa・b・cのどれか、ないしはどの組み合わせによるのかが分かり、貧困回避のための政策選択の参考になることである。2つに、年金受給額について、日本の基礎年金額のような金額表示ではなく、「ミクロ経済学的アプローチ」に依拠した、各国の平均報酬(製造業フルタイム成人労働者の平均報酬)に対する単身の標準労働者(現在制度に「20歳で加入し、標準年金受給資格年齢まで働いている」労働者(上掲OECD、p.24・35~37、2005)の年金受給額の比率で表示することによって、また、3つに、年金の所得代替率を税や社会保障の負担前のグロスの所得代替率gross replacement ratesと負担後のネットの所得代替率net replacement ratesとで算出し、「年金受給者による社会保障負担」を検討しており(この分析は2005年版のみで、2007年版には無い)、これらによって、年金水準を貧困基準との関係で、他の社会保障及び税の負担とも関連させて検討することができる。

このように、年金の貧困回避機能を重視しているのが本資料の特徴で、これは、OECD各国の年金改革が公的年金の縮小・私的年金の拡大の方向を強める中で、改めて公的年金のこの機能が問われているためでもある。そして、この観点から1990年代から2004年までの年金改革を概観した2007年版の結論で、低所得労働者の給付削減から守る年金改革を行っ

たフィンランド・フランス・ハンガリー・韓国・ニュージーランド・イギリスとは対照的に、標準労働者の所得代替率を削減した日本・ドイツ・メキシコ・ポーランド・スロバキアでは高齢者の貧困が復活する危険があると指摘している<sup>[4]</sup>。

こうした国際的状況・認識に対する、日本の年金政策当局の認識を貧困回避機能を課せられている基礎年金についてみると、その創設以来、次の考え方で一貫してきた。すなわち、1985年の基礎年金創設時、当時の野党の「国民の最低生活を保障するもので、その水準は生活保護基準を上回るものでなければならないという考え方」に対して、吉原健二年金局長は、総理府（現内閣府）統計局の「全国消費実態調査」による「65歳以上の老人の単身の実際の生活費・消費支出額」のうち「雑費を除いた食料費、住居費、光熱費、被服費を生活費の基礎的費目と考え」、これを「老後生活の基礎的部分」として保障した水準で、「老後生活のたしかな支えとならなければならない」が、「老後生活の全部を支えるものではない」く、「おおむね老後の所得の半分程度は保障しうるものである」こと、「生活保護は、原因の如何を問わず、個人個人の収入や資産、世帯の状況を厳密に調査したうえ、ぎりぎりの最低生活の保障をする事後的な救済として自分の収入と生活保護基準との差額を支給するものである」が、「年金は、老後等における生活の有力な支えになるよう一定の条件に該当する場合にあらかじめ決められた給付が一律に支給されるもので」、「本来年金と生活保護は制度も目的や役割がまったくちがう」ので、野党の「国民の最低生活を保障する」という考え方は「理論上も実際上も賛成しがたい」ことと述べていた（吉原健二、p.44～50、1987。波線は筆者）。

このように政策当局の考え方は生活保護とは別制度ゆえ基礎年金に最低生活保障機能は持たせず、両者の関連性も問わないというものであったが、2003年11月、拠出制の基礎年金の水準よりも無拠出制の生活保護基準が高いことを理由に、厚生労働省が生活保護基準引き下げを意図して3/4の国庫補助率を2/3に引き下げ1,700億円削減する案を提示したことなどをきっかけに<sup>[5]</sup>、最低生活保障である生活保護基準額と比較した基礎年金額の水準問題が再度クローズアップされてきた。

2008年8月現在、全野党、連合及び労連の2つの労働組合ナショナルセンター、経団連等が国民皆年金を謳っている基礎年金の最低生活保障を主張しており（表1参照）、各団体組織でその位置付けは異なるものの、いずれも金額で示されたその月額額は、5～8万円と現在の約6.6万円前後、「生活保護基準に準拠する案が多数」とされている（里見賢治、2008.3）。このように、1階部分年金水準を貧困回避の観点から最低生活保障として位置付けることは評価できるが、しかし、2003年8月設置の「生活保護制度在り方に関する専門委員会」委員長であった岩田正美は、「基礎年金の性格が曖昧であり、また、これと生活保護のような扶助制度とのリンクが明確でないことが根本的な問題」であるのに、社会保障・福祉制度の給付水準見直しの議論は、「そのような本格的な議論を避けて、ある制度と他の制度の給付水準の不整合の是正論としてだけ出現している」とし、検討すべき課題は、①最低生活費についての共通認識の形成、②住宅及び資産の考え方に見直し、特に低所得者への住宅手当創設、③サービス保障と所得保障の合理的組み合わせの検討、例えば、基礎年金と生活扶助1・2類との対応を明確

表1 諸政党・団体等の基礎年金公費負担方式化案の概要と比較

	①名 称	②受給要件	③給付水準	④居住期間比例制の有無
社制審 1977年建議	基本年金	65歳以上の全国民	基礎的生活費に対応	-
民主党案	最低保障年金	国内居住 65歳支給	生活の基礎的部分に要する費用を限度（7万円）	-
共産党案	最低保障年金	-	当面月額5万円	-
社民党案	基礎的暮らし年金	一定の国内居住期間 65歳支給	月額8万円	-
国民新党案	基礎年金	-	生活保護費相当	-
自民党 有志議員案	基礎部分 (基礎年金)	-	当面月額6.6万円	-
麻生案	基礎年金	-	-	-
連合案	基礎年金	5年の国内居住 65歳支給	月額7万円程度	18歳以降40年で満額
全労連案	最低保障年金	国内居住 60歳支給	月額7万円	なし？
教済同友会案	新基礎年金	- 65歳支給	月額7万円	-
日経案	共通年金	20～60歳の間に10年程度の国内居住 65歳支給	月額6.6万円	あり、40年居住で満額
里見案	基本年金	5年程度の居住期間 65歳支給	月額8万円	あり、20年程度の居住で満額

注) 1. 「-」は、言及がないものである。

2. 「？」は推定を含む。

\* 里見賢治「基礎年金公費負担方式構想の比較と考案」労働旬報社、『賃金と社会保障』No.1462、p.17・18、2008年3月下旬号。

⑤所得制限の有無	⑥財 源	⑦新制度の完全実施時期	⑧移行措置（現行制度分の取扱）	⑨2階部分の構想
なし	所得型付加価値税	即時完全実施	拠出した保険料分を上積み（国庫負担分を除く）	国民年金を含む社会保険年金（分立型）
あり	歳出の見直し + 消費税	段階的实施	旧制度分 + 新制度分	一元的所得比例年金
なし？	歳出の見直し + 直接税	即時完全実施	保険料拠出分（現在の受給額の半額）を上乗せ	国民年金を含む所得比例年金（分立型）
なし？	税（所得税・法人課税等）+ 企業負担保険料の半分	即時完全実施？	-	所得比例年金
-	全額税方式	-	-	-
なし	全額消費税	40年程度をかけて移行していくのが適当か	検討中	収入比例積立年金
なし？	全額消費税	-	保険料拠出分を上乗せ	-
なし 最近案で所得制限を検討	一般財源で1/2、年金目的間接税で1/3、使用者負担に相当する新税（社会保障税）で1/6	2009年に新制度発足 即時完全実施？	-	所得比例年金
なし？	全額国庫負担（一般租税+事業主拠出金）	即時完全実施	既拠出分を上乗せ（国庫負担分を除く）	国民年金を含む所得比例年金（分立型）
なし？	全額目的消費税	2010年代前半に新制度実施、詳細不明	-	2階部分を積立方式で民営化
なし	全額消費税	段階的实施（20～40年の移行期間）	期間に応じて、旧制度分+新制度分を支給	-
なし	一般税（直接税）+ 事業主拠出金	即時完全実施	保険料返還案または保険料拠出分を上乗せ	一元的所得比例年金

化した上で、基礎年金と住宅扶助、介護扶助とを組み合わせるというように、所得保障の補完としてサービス保障を対応させることであると指摘している（岩田正美、2006.7）。

また、岩田と同様に生活保護基準を基に基礎年金を位置付ける見解ではあるが、その具体的内容については、本稿が用いている2007年版OECD資料を基に、年金、特に基礎年金はその目的が近接している生活保護と一体的に議論すべきであるにもかかわらず、日本では年金と税制や生活保護を別個に扱ってきたことがOECD加盟国で1階部分の年金に「基礎的給付」を持つ国9カ国中、「資力テスト付き給付」や「最低給付」といった最低保障機能を持たない数少ない（日本と韓国のみ）国になったとして、基礎的給付basic schemesと資力調査付き給付resource-test programmesとを組み合わせたカナダの年金制度を今後目指すべきモデルとして挙げ、現在の基礎年金の在り方自体の見直しを提起しているのが西沢和彦である（西沢和彦、p.214～219、2008）<sup>[6]</sup>。

他方、小越洋之助は、後述のオランダの最低賃金・最低年金・公的扶助をリンクした後述のオランダの方式の検討を踏まえて<sup>[7]</sup>、黒川俊雄とともに、全国一律最低賃金制の確立を基礎にした最低賃金がナショナルミニマムの基準であり（小越洋之助・黒川俊雄、2002）、これを基準に年金を含む社会保障給付水準を規定すべきであるとしている（小越洋之助・黒川俊雄編、2003）。

橋木俊詔・浦川邦夫は、この小越・黒川見解に着目し、貧困回避のための方策としての最低賃金・生活保護・年金の関連性を検討したが、「最低賃金の引き上げが貧困の削減に与える効果は、生活保護の拡充や基礎年金の充実と比べると限定的」で、「生活扶助以上に貧困削減の役割を果たしてきた公的年金制度が機能不全に陥らないためにも、抜本的な社会保障制度改革が必要な時期にきている」として、生活保護基準を基礎にした基礎年金の重要性を指摘している（橋木俊詔・浦川邦夫、p.168・142、2006）。

本稿では、岩田が提起した最低生活保障制度としての生活保護制度の見直しの在り方については今後の検討課題とし、最低賃金・基礎年金と生活保護とのリンクの在り方が重要であるとの観点から、OECD資料で最低賃金との関係が明記されているギリシャ、メキシコ、ポルトガル、オランダの4カ国について検討することにより、この点を考察する。加えて、以上挙げた研究で触れていない、年金水準と他の社会保障費や税制との関連性についても、日本では、1997年創設の介護保険法で介護保険料の年金から天引きが実施されて以後、年金と医療・介護保険料負担が問題化し、訴訟問題にも発展しているが<sup>[8]</sup>、他国での実態はほとんど不明であった中で、OECDの2005年版ではこの点についても触れているので、これを用いて年金受給者の社会保障負担の在り方を、本資料で得られる範囲内ではあるが、最低生活保障の面から検討したい。

## 2. 分析方法とデータの限界

本稿では年金の貧困回避機能の検討という点から、特に貧困リスクに関連性が強い老齢基礎年金の水準を中心に、高齢者貧困率と関連づけて1階年金・中位所得者・低位所得者年金

の所得代替率の水準を比較検討する。

データに関しては、第1に、年金データと比較する高齢者貧困率のデータは2000年の数値で2004（2002）年の年金データとは調査年次が異なっており、これは年金改革が頻繁に行われる中では大きな限界ではあるが、他に比肩し得るデータが無いためやむを得ず用いている。第2に、年金の所得代替率のデータは各国年金制度の規定を基に理論的に割り出した理論数値なので、実態とは乖離がある可能性があることである（とはいえ、共通の尺度で比較する意義は大きいと考えられる。）。

### 3. 貧困基準と高齢年金受給者貧困率との関係

#### 3.1 貧困基準

貧困基準には、絶対概念と相対概念とがあり（橋木俊詔・浦川邦夫、p.22～26、2006）、絶対概念は、イギリスのチャールズ・ブースやロントリーが実施した貧困調査で用いられた貧困線poverty lineに由来し、アメリカでは現在でも用いられている「研究者によって定義・計測された貧困水準」であるが<sup>[9]</sup>、本稿が依拠するのは相対概念である。この相対概念でみた貧困基準とは、OECDでは「等価所得概念で調整された国民の可処分所得の中位数の50%」、Luxembourg Income Study Projectの基準では可処分所得の中位数の40%<sup>[10]</sup>、EUでは可処分所得の中央値の60%（布川日佐史、p.107、2006）というように、可処分所得の一定率を基準とし、これ以下を貧困とみなす概念で、その由来は、委員長をピエール・ラロックとするILO専門委員会が1984年に出版した『21世紀に向かって』において「仕事をしていない人々への最低給付は少なくとも平均1人当たり純可処分所得の二分の一の生活水準」を与えるべきであるとしたことにあるとされ<sup>[11]</sup>、絶対概念としての貧困基準よりも歴史的には新しい概念だが、生活様式が異なる国々を共通の基準で容易に比較できるという点では有益である。本稿が用いる中位及び低位所得者年金の所得代替率や高齢年金受給者貧困率は後者の概念である。

#### 3.2 高齢年金受給者の貧困率（表2・3・4のA欄）

2000年度、OECD25カ国、65歳以上高齢年金受給者貧困率（全人口の中位所得<sup>[12]</sup>の50%未満である65歳以上所得者の対全人口比）は、平均13.3%、低位8カ国（25カ国の1/3）は、最低のニュージーランド、次いで順にオランダ・チェコ・ポーランド・カナダ・ハンガリー・デンマーク・ルクセンブルク、高位8カ国（25カ国の1/3）は最高のアイルランド、次いで順にポルトガル・メキシコ・アメリカ・ギリシャ・オーストラリア・日本・トルコである。

強制加入の公的年金が定額給付のみの1階建てで貧困リスクの可能性が高いのはオーストラリア・メキシコ・アイルランド・オランダ（オランダでは、2004年度で97%の被用者が加入する職域年金があるが、強制加入の公的年金は定額給付基礎年金のみである。）・ニュージーランドの5カ国だが<sup>[13]</sup>、ニュージーランド・オランダでは低貧困率、アイルランド・オーストラリア・メキシコでは高貧困率と両極端化しており、また、逆に貧困リスクの可能

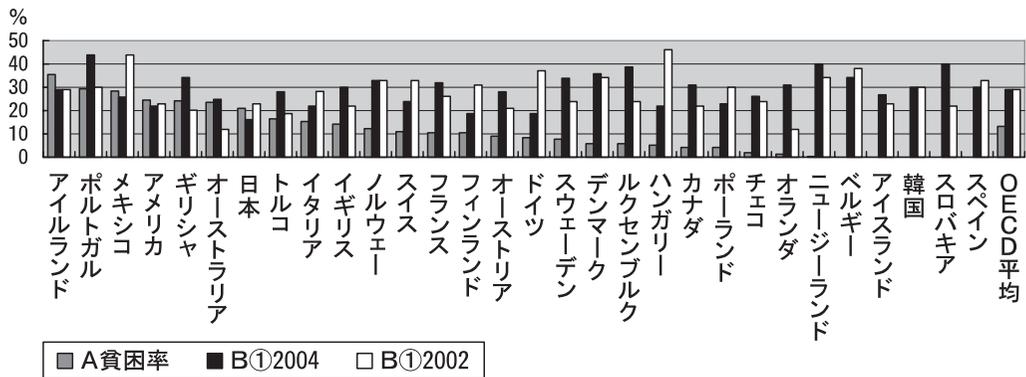
性が低いはずの定額基礎年金と報酬比例年金の2階建て年金制度の国で最も高齢年金受給者貧困率が高いのが日本である。この理由を含めて、年金水準と貧困率との関連性については、さらに次節で詳しく検討しよう。

表2 1階年金部分の対平均報酬比率（B欄）と高齢年金受給者貧困率（A欄）%

国名	A 高齢者 貧困率%	B 1階年金部分の比率（2004年度、四角内は満額年金を規定する年金部分。括弧内は2002年）							
		①満額年金%		②Resource Test %		③Basic %		④Minimum %	
OECD平均	13.3	29	(29)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
アイルランド	35.3	30	(30)	27	(28)	30	(30)	-	(-)
ポルトガル	29.2	44	(44)	20	(20)	-	(-)	44	(44)
メキシコ	28.4	26	(23)	-	(-)	-	(-)	26	(23)
アメリカ	24.6	22	(20)	22	(20)	-	(-)	32	(30)
ギリシャ	24.3	34	(12)	11	(12)	-	(-)	34	(40)
オーストラリア	23.6	25	(23)	25	(23)	-	(-)	-	(-)
日本	21.1	16	(19)	-	(-)	16	(19)	-	(-)
トルコ	16.4	28	(28)	6	(6)	-	(-)	28	(28)
イタリア	15.3	22	(22)	22	(20)	-	(-)	-	(-)
イギリス	14.4	30	(33)	20	(26)	15	(20)	15	(13)
ノルウェー	12.4	33	(33)	33	(33)	18	(18)	-	(-)
スイス	11.2	24	(26)	24	(26)	-	(-)	18	(19)
フランス	10.5	32	(31)	32	(31)	-	(-)	23	(29)
フィンランド	10.4	19	(21)	19	(21)	-	(-)	-	(-)
オーストリア	9.2	28	(37)	28	(37)	-	(-)	-	(-)
ドイツ	8.5	19	(24)	19	(24)	-	(-)	-	(-)
スウェーデン	7.8	34	(34)	34	(34)	-	(-)	-	(-)
デンマーク	6.1	36	(24)	18	(17)	18	(17)	-	(-)
ルクセンブルク	6.1	39	(46)	31	(36)	10	(12)	39	(46)
ハンガリー	5.2	22	(22)	-	(-)	-	(-)	22	(22)
カナダ	4.3	31	(30)	17	(16)	14	(14)	-	(-)
ポーランド	4.3	23	(24)	-	(-)	-	(-)	23	(24)
チェコ	2.1	26	(12)	26	(10)	8	(8)	12	(12)
オランダ	1.6	31	(34)	-	(-)	31	(34)	-	(-)
ニュージーランド	0.4	40	(38)	-	(-)	40	(38)	-	(-)
ベルギー	-	34	(38)	22	(23)	-	(-)	34	(38)
アイスランド	-	27	(23)	27	(23)	9	(9)	-	(-)
韓国	-	30	(30)	-	(-)	30	(30)	-	(-)
スロバキア	-	40	(22)	40	(?)	-	(-)	-	(-)
スペイン	-	30	(33)	-	(-)	-	(-)	30	(33)

資料出所) ①「高齢年金受給者貧困率」: OECD編・高木郁郎監訳『図表で見る世界の社会問題 OECD社会政策指標』明石書店、p.67、EQ4.2、2006。②「低位所得者年金の所得代替率」: OECD編『図表で見る世界の年金』明石書店、p.44・48、2007、25・26、及び「第二部 国別分析」、OECD、Pension at a Glance: PUBLIC POLICIES ACROSS OECD COUNTRIES, 2007, EDISION p.22.

図1 高齢年金受給者貧困率（2002年、A）と1階部分の満額年金比率（対平均報酬額。2004年B①・2002年B①）



#### 4. 年金水準と高齢年金受給者貧困率

##### 4.1 1階部分の年金水準（表2のB欄）と高齢年金受給者貧困率（表2のA欄、図1）

1階部分の年金水準とは、2002年（括弧内）及び2004年における「20歳で就労しその後中絶なく標準年金受給年齢まで働いた」標準労働者の満額年金受給額の対全国平均報酬額比率である。

受給合計額（標準労働者の満額年金受給額の対全国平均報酬額比率：表2B-①）は、2002年度、OECD平均は29%、高水準はルクセンブルグ46%、ポルトガル44%、ギリシャ40%、ベルギー38%、低水準はチェコ12%、日本・メキシコ19%、アメリカ20%、フィンランド21%、スロバキア・イタリア・ハンガリー22%で、日本は最低から2番目の低水準である。なお、上記のように公的年金が1階建てのみなのは、オーストラリア・メキシコ・アイルランド・オランダ・ニュージーランドの5カ国だけなので、日本は2階建て年金制度の国では最下位から2番目に低いということになる。

2004年度、OECDの平均は29%と変わらず、高水準はポルトガル44%、ニュージーランド40%、ルクセンブルグ39%、デンマーク36%と高水準の%も国も2004年度とほとんど変わらず、低水準でのスロバキア・イタリア・ハンガリーの22%も不変だが、最低水準は日本16%、ドイツ・フィンランド19%で、特に日本は、2004年度年金改正でマクロ経済スライド方式を導入して基礎・厚生年金双方の引き下げを実施したことの影響からか、3%の減少で最下位となり、ドイツ（特定階層向け年金の5ポイント引き下げ）、フィンランド（特定階層向け年金の2ポイント引き下げ）も、日本に次ぐ低水準となった。他方、2002年度では最下位であったチェコは2002年度で10%であった資産調査付き特定階層向け年金の26%への大幅な引き上げにより、日本と同じく19%と最低水準であったメキシコも最低年金保障を資産調査付き特定階層向け年金から最低年金に転換して26%に大幅に引き上げることで、最低水準を脱した。

以上の1階部分の年金水準と高齢者貧困率とを比較すると、上記1階建て定額年金5カ国中、

OECD平均水準以下の低年金水準で高齢貧困率が高率なのはメキシコ・オーストラリア、高年金水準で高齢貧困率が低率なのはオランダ・ニュージーランドで、これらの国では1階部分の年金水準と高齢者貧困率との関連性が強いが、アイルランドは例外である。また、この5カ国以外はすべて2階建て年金制度で、1階建て年金だけで全国平均報酬の50%というOECDの貧困基準を満たしている国は無く、40%というILOの貧困基準でもこれを充足している国は2004年度でポルトガル・ニュージーランド・スロバキアの3カ国にすぎない。そこで、次に2階部分も含めたグロス及びネットの所得代替率と高齢者貧困率との関係を見てみる。

#### 4.2 中位所得者年金の所得代替率（表3のC欄）と高齢年金受給者貧困率（表3のA欄、図2）

表2のC欄は税・社会保障の負担前（グロス）と負担後（ネット）での中位所得者median earner年金の所得代替率（累積比1/2の中位所得者年金の対全国平均報酬比で、2002年度の数值はない。）で、OECD平均はグロス60.8%、ネット72.1%でOECDの貧困基準50%を充足しており、また、グロスよりネットの所得代替率の方が高くその平均増加分は11.3ポイントである。

グロス・ネットともほぼこのOECD平均並以上と高水準なのは、ギリシャ・トルコ・イタリア・オーストリア・デンマーク・ルクセンブルク・ハンガリー・オランダ・アイスランド・韓国・スペインの11カ国だが、ネットの中位所得者年金の所得代替率がOECDの平均はもとより最低保障水準である50%の水準も充足していないのは、37.9%のメキシコ、41.5%の日本、44.4%のアイルランド、45.4%のイギリス、48.6%のニュージーランドの5カ国である。これを高齢者貧困率と比較してみると、高齢者貧困率が高いメキシコ、日本、アイルランド、イギリスはOECD平均以上の高齢者貧困率なので、高い高齢者貧困率≒低い中位所得者年金の所得代替率という図式がほぼ当てはまるが、中位所得者年金の所得代替率は低いが高齢者貧困率は最低のニュージーランドの場合、この図式は当てはまらない。そこでこの理由を探るためにも、次に低位所得者年金の所得代替率と高齢年金受給者貧困率との関係について見てみよう。

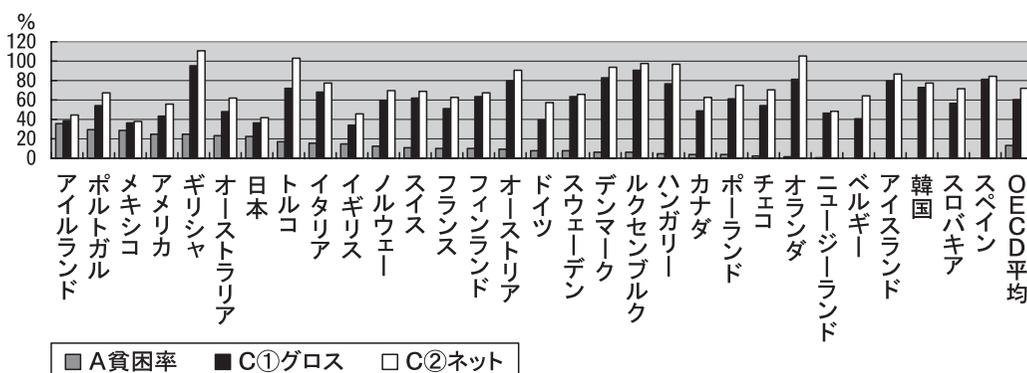
表3 中位所得者年金の所得代替率（C欄）と高齢年金受給者貧困率（A欄）% 2004年度

国名	A 高齢者 貧困率%	C 中位所得年金の所得代替率		
		①グロス%	②ネット%	②-①%
OECD平均	13.3	60.8	72.1	+ 11.3
アイルランド	35.3	38.2	44.4	+ 6.2
ポルトガル	29.2	54.3	67.4	+ 13.1
メキシコ	28.4	36.6	37.9	+ 1.3
アメリカ	24.6	43.6	55.3	+ 11.7
ギリシャ	24.3	95.7	111.1	+ 15.4
オーストラリア	23.6	47.9	61.7	+ 13.8
日本	21.1	36.8	41.5	+ 4.7
トルコ	16.4	72.5	103.4	+ 30.9

イタリア	15.3	67.9	77.9	+10.0
イギリス	14.4	34.4	45.4	+11.0
ノルウェー	12.4	60.0	70.0	+10.0
スイス	11.2	62.0	68.8	+6.8
フランス	10.5	51.2	62.8	+11.6
フィンランド	10.4	63.4	68.0	+4.6
オーストリア	9.2	80.1	90.6	+10.5
ドイツ	8.5	39.9	57.3	+17.4
スウェーデン	7.8	63.7	66.2	+2.5
デンマーク	6.1	83.6	94.1	+10.5
ルクセンブルク	6.1	90.3	98.0	+7.7
ハンガリー	5.2	76.9	96.5	+19.6
カナダ	4.3	49.5	62.8	+13.3
ポーランド	4.3	61.2	74.8	+13.6
チェコ	2.1	54.3	70.3	+16.0
オランダ	1.6	81.7	105.3	+23.6
ニュージーランド	0.4	46.8	48.6	+1.8
ベルギー	-	40.7	64.4	+23.7
アイスランド	-	80.1	86.9	+6.8
韓国	-	72.7	77.8	+5.1
スロバキア	-	56.7	71.9	+15.2
スペイン	-	81.2	84.2	+3.0

資料出所) ①「高齢年金受給者貧困率」：OECD編・高木郁郎監訳『図表で見る世界の社会問題 OECD社会政策指標』明石書店、p.67、EQ4.2、2006。②「中位所得者年金の所得代替率」：OECD, Pension at a Glance : PUBLIC POLICIS ACROSS OECD COUNTRIES, 2005, EDISION, OECD, Pension at a Glance : PUBLIC POLICIS ACROSS OECD COUNTRIES, 2007, EDISION., p.37.

図2 高齢者貧困率(2002年)と中位所得者年金の所得代替率(対全国平均報酬比.2004年、C①グロス、C②ネット)



#### 4.3 低位所得者年金の所得代替率(表4のD欄)と高齢年金受給者貧困率(表4のA欄、図3)

##### (1) 低位所得者年金の所得代替率と高齢年金受給者貧困率

ここでは、OECD資料の平均報酬の0.5、0.75、1.0、1.5、2.0の5段階の所得階層別所得代替率のうち、高齢年金受給者貧困率との比較を容易にするため、平均報酬の0.5の低位所得者

年金の所得代替率のみを示した。

低位所得者年金の所得代替率のOECD平均は、グロス73.0%、ネット83.8%、個人所得税・社会保障負担分であるグロスとネットの差は+10.8ポイントである。

この低位所得者年金の特にネットの所得代替率がOECDの平均並かそれ以上と高水準なのは、ポルトガル・ギリシャ・オーストラリア・トルコ・オーストリア・スウェーデン・デンマーク・ルクセンブルク・ハンガリー・カナダ・チェコ・オランダ・ニュージーランド・アイスランド・韓国・スペインで、この中にポーランド以外のすべての低高齢者貧困率国が入っており（オーストリア・スウェーデン・デンマーク・ルクセンブルク・ハンガリー・カナダ・チェコ・オランダ・ニュージーランド）、特に公的年金が資産調査付き公的扶助でもあるため高齢者貧困率が高いオーストラリアを除いて上記の1階建て定額年金だが高齢者貧困率が低いニュージーランド・オランダもここに入っているため、低位所得者年金の特にネットの所得代替率が高いことと低い高齢年金受給者貧困率に関連していると言える。また、税方式で所得・資産調査無しに一定の年齢と居住年数要件のみで普遍的に定額年金を給付するニュージーランド・社会保険方式のスウェーデン・ルクセンブルクの3カ国を除き、これら低い高齢年金受給者貧困率国はグロスとネットの差も平均並かそれ以上と高いので（この点ではポーランドも当てはまる。）、税・社会保障負担が低い高齢年金受給者貧困率を支えている面も大きいと考えられる（この点については、6で検討する。）。日本は低位所得者年金のネットの所得代替率も（最低のメキシコに次いで低い。）グロスとネットの差である税・社会保障負担率も低いので、これが高齢者高貧困率に関連していると言えよう。

また、前表2に見るように、特定階層向け年金無しで最低年金のみが1階部分の満額年金額を規定するのはハンガリー・メキシコ・ポーランド・スロバキア・スペインだが、貧困率が不明のスペイン・スロバキア以外のこれらの国では、上記の、低位所得者年金の高い所得代替率≒低い高齢年金受給者貧困率の関係が概ね当てはまる。

但し、高齢年金受給者貧困率が高いアイルランド・ポルトガル・メキシコ・アメリカ・ギリシャ・オーストラリア・日本・トルコの中で、低位所得者年金の所得代替率がほぼ平均以上と高い国があり（ポルトガル、ギリシャ、トルコがそれで、特にポルトガル、ギリシャは前表2の通り、1階部分年金の対平均報酬比率も各44%・34%とOECD中1・2位の最高水準である。）、この低位所得者年金の高い所得代替率≒低い高齢年金受給者貧困率という関係が当てはまらない3カ国についてみると、共通するのは資産調査プログラムresource-tested programmesのあり方であるが、これについては、次の（2）で詳しく検討する。

なお、2002年と比べた2004年度の低位所得者年金の所得代替率の増減（表3のD欄①②の四角内）をみると、OECD平均ではグロス+0.5ポイント、ネット-0.3ポイントとほとんど変化無いが、-20ポイント以上と大幅減なのはグロスではポルトガル・日本・トルコ・フランス、ネットではポルトガル・日本で、ポルトガルと日本はどちらも大幅減だが、特に日本は唯一グロスよりネットの方が減少幅が大きいので、年金それ自体の削減以上に税や社会保障負担を増大させたことが低位所得者年金の所得代替率の低下を招いていることになる。こ

れとは逆に、低位所得層の所得代替率をほぼグロス・ネットとも増加させているのがアイルランド・アメリカ、ギリシャ・オーストラリア・デンマーク・ハンガリー・ポーランド・チェコ・オランダ・ニュージーランド・アイスランド・韓国・スロバキアの13カ国、これにグロスまたはネットのみ増加させているメキシコ・ノルウェー・スイス・オーストリア・カナダを含めると18カ国とOECD加盟30カ国中6割の国が低位所得者年金の所得代替率を増加させている。また、高い高齢者貧困率のギリシャ・オーストラリア・トルコ・イタリア・イギリスでも、OECD平均以上のグロスとネットとの差（税・社会保障負担）の確保に努めており、貧困回避における税や社会保障負担の影響も無視し得ないといえることができるが、この点については6でより詳しく検討する。

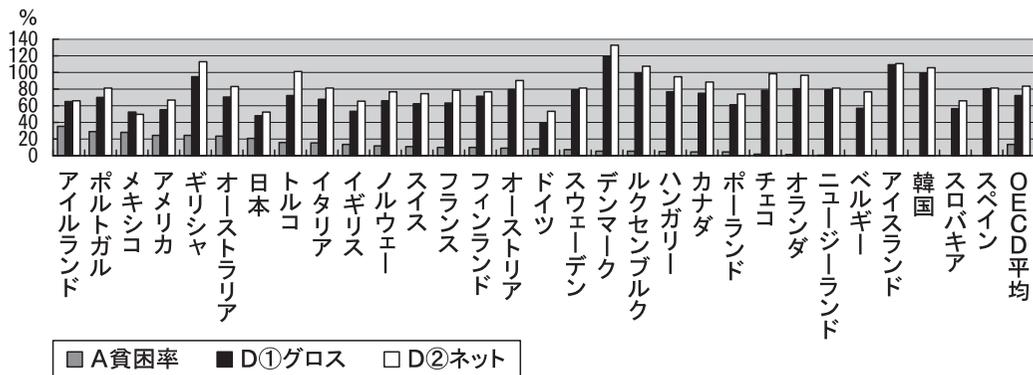
表4 低位所得年金の所得代替率% (D欄、括弧内は2002年度、四角内は2002年度と2004年度の±) と高齢年金受給者貧困率 (A欄) %

国名	A 高齢者 貧困率%	D 低位所得 (平均報酬の0.5) 年金の所得代替率%						
		①グロス%			②ネット%		③ネットとグロスの 差 = (②-①) %	
		2004	(2002)	±	2004	(2002)		±
OECD平均	13.3	73.0	(72.5)	+ 0.5	83.8	(84.1)	- 0.3	+10.8 (+11.6)
アイルランド	35.3	65.0	(61.3)	+ 3.7	65.8	(63.0)	+ 2.8	+ 0.8 (+ 1.7)
ポルトガル	29.2	70.4	(103.1)	-32.7	81.6	(115.9)	-34.3	+11.2 (+12.8)
メキシコ	28.4	52.8	(39.1)	+13.2	50.3	(50.4)	- 1.0	- 2.5 (+11.3)
アメリカ	24.6	55.2	(49.6)	+ 5.6	67.4	(61.4)	+ 6.0	+12.2 (+11.8)
ギリシャ	24.3	95.7	(84.0)	+11.7	113.6	(99.9)	+13.7	+17.9 (+15.9)
オーストラリア	23.6	70.7	(65.1)	+ 5.6	83.5	(77.0)	+ 6.5	+12.8 (+11.9)
日本	21.1	47.8	(69.2)	-21.4	52.5	(80.1)	-27.6	+ 4.7 (+10.9)
トルコ	16.4	72.5	(96.2)	-23.7	101.0	(113.2)	-12.2	+28.5 (+17.0)
イタリア	15.3	67.9	(78.8)	-10.9	81.8	(89.3)	- 7.5	+13.9 (+10.5)
イギリス	14.4	53.4	(67.4)	-14.0	66.1	(78.4)	-12.3	+12.7 (+11.0)
ノルウェー	12.4	66.4	(65.3)	+ 1.1	77.1	(85.5)	- 8.4	+10.7 (+20.2)
スイス	11.2	62.5	(62.8)	- 0.3	75.0	(71.4)	+ 3.6	+12.5 (+ 8.6)
フランス	10.5	63.8	(84.2)	-23.4	78.4	(98.0)	-19.6	+14.6 (+13.8)
フィンランド	10.4	71.3	(80.0)	- 8.7	77.4	(90.7)	-13.3	+ 6.1 (+10.7)
オーストリア	9.2	80.1	(78.3)	+ 1.8	90.4	(91.2)	- 0.8	+10.3 (+12.9)
ドイツ	8.5	39.9	(47.3)	- 7.4	53.4	(61.7)	- 8.3	+13.5 (+14.4)
スウェーデン	7.8	79.1	(87.8)	- 8.7	81.4	(90.2)	- 8.8	+ 2.3 (+ 2.6)
デンマーク	6.1	119.6	(82.4)	+37.2	132.7	(95.6)	+37.1	+13.1 (+13.2)
ルクセンブルク	6.1	99.8	(115.5)	-15.7	107.6	(125.0)	-17.4	+ 7.8 (+ 9.5)
ハンガリー	5.2	76.9	(75.4)	+ 1.5	94.7	(86.6)	+ 8.1	+17.8 (+11.2)
カナダ	4.3	75.4	(72.4)	+ 3.0	89.2	(89.4)	- 0.2	+13.8 (+17.0)
ポーランド	4.3	61.2	(56.9)	+ 4.3	74.5	(69.6)	+ 4.9	+13.3 (+12.7)
チェコ	2.1	78.8	(70.5)	+ 8.3	98.8	(88.3)	+10.5	+20.0 (+17.8)
オランダ	1.6	80.6	(68.7)	+11.9	97.0	(82.5)	+14.5	+16.4 (+13.8)
ニュージーランド	0.4	79.5	(75.1)	+ 4.4	81.4	(77.1)	+ 4.3	+ 1.9 (+ 2.0)

ベルギー	-	57.3 (61.6)	- 4.3	77.3 (82.7)	- 5.4	+20.0 (+21.1)
アイスランド	-	109.9 (85.5)	+24.4	110.9 (95.8)	+15.1	+ 1.0 (+10.3)
韓国	-	99.9 (60.9)	+39.0	106.1 (65.3)	+40.8	+ 6.2 (+ 4.4)
スロバキア	-	56.7 (48.6)	+ 8.1	66.4 (58.2)	+ 8.2	+ 9.7 (+12.8)
スペイン	-	81.2 (81.2)	± 0	82.0 (88.7)	- 6.7	+ 0.8 (+ 7.5)

資料出所) ①「高齢年金受給者貧困率」: OECD編・高木郁郎監訳『図表で見る世界の社会問題 OECD社会政策指標』明石書店、p.67、EQ4.2、2006。②「低位所得者年金の所得代替率」: OECD編『図表で見る世界の年金』明石書店、p.44・48、2007、OECD, Pension at a Glance: PUBLIC POLICIS ACROSS OECD COUNTRIES, 2007, EDISION p.37.

図3 高齢者貧困率(2002年、A貧困率)と低位所得者年金の所得代替率(対全国平均報酬比、2004年、D①グロス、D②ネット)



(2) 特定階層向け年金(表2のB-②欄)と高齢年金受給者貧困率(表2のA欄)

#### A. 特定階層向け年金の種類

OECD資料では、特定階層向け年金をそれが必要とする調査の種類によって①年金所得調査のみ、②年金以外の広範な所得調査、③所得及び資産調査、の3つに区分しているが、日本の社会保障分類で言えば、①②は資産調査を持たない社会手当で、資産調査を持つ③のみが生活保護と同類の公的扶助ということになる。社会手当は、最低生活基準に満たない分を補足的に給付する公的扶助とは異なり、画一的給付なのでニーズへの即応性という点では公的扶助に劣るが、資産調査が無いためスティグマ無しに公的年金と同様に権利として受給できる点で優れているとされている。そこで特定階層向け年金を持つ21カ国について、①②の社会手当としての特定階層向け年金なのか、③の公的扶助としての特定階層向け年金なのかをしてみると、17カ国と圧倒的多数は、公的年金の1階年金部分が社会保険料を徴収する社会保険方式なので、特定階層向け年金は③の公的扶助であり、①②の社会手当としての特定階層向け年金であるのは、公的年金の1階年金が税を財源とし居住年数のみが要件の普遍的年金である基礎年金を持つカナダ・デンマーク・アイスランド(いずれも満額給付は40年、最低拠出は3年)とスウェーデン(なお、スウェーデンは、1999年実施の年金改革以後、カナダ・デンマーク・アイスランド型から報酬比例給付のみの社会保険方式の1階建て年金となったが、税を財源とする保証年金は②の所得調査のみの特定階層向け年金である。)の4

カ国のみである。カナダ・デンマーク・アイスランドでは、基礎年金も所得調査付きなので、1階部分の公的年金は日本の社会手当と同類である。なお、カナダ・デンマークでは、1階の公的年金の最低保障額＝基礎年金＋特定階層向け年金だが、アイスランドでは、1階部分の公的年金の最低保障額＝特定階層向け年金で基礎年金額は年金以外の収入が一定以上になると給付されなくなるため、基礎年金の普遍的年金としての意味合いはより小さい。

#### B. 特定階層向け年金を持つ国の高齢年金受給者貧困率

特定階層向け年金を持つ21カ国のうち、a. 特定階層向け年金のみが単独で最低保障機能を果たすのはオーストラリア・オーストリア・チェコ・フランス・ドイツ・アイスランド・イタリア・ノルウェー・スロバキア・スウェーデン・スイス・アメリカの12カ国、b. 特定階層向け年金と基礎年金との合計額が最低保障機能を果たすのはデンマーク・カナダの2カ国、c. 特定階層向け年金はあるが、満額年金の最低保障額を規定するのは特定階層向け年金ではなく基礎年金であるのはフィンランド・アイルランド、最低年金であるのはベルギー（高齢年金受給者貧困率は不明）・ポルトガル・ギリシャ・トルコ・ルクセンブルク・イギリス（イギリスでは、最低保障額を規定するのは基礎年金額プラス最低年金額である。）の7カ国である。

上記のように、低所得者年金のネットの所得代替率は高いが高齢年金受給者貧困率は高い、低所得者年金の高い所得代替率＝低い高齢年金受給者貧困率の関係が当てはまらなかった、ポルトガル・ギリシャ・トルコと、低い高齢年金受給者貧困率だが低位所得者年金のネットの所得代替率が低いドイツを除いて、高齢年金受給者貧困率が10%以下と低いオーストリア、スウェーデン、チェコ、デンマーク・カナダでは低位所得者年金のネットの所得代替率が8割以上と高く特定階層向け年金の対平均所得比もOECD平均並かそれ以上と高いとか、高齢年金受給者貧困率が20%以上と高いアメリカ・オーストラリアでも低位所得者年金のネット及び特定階層向け年金の両所得代替率とも低いとかというように、低位所得者年金及び特定階層向け年金の両所得代替率とも概ね高齢年金受給者貧困率と強い関連性が見られるが、スイスやフィンランドの様に、高齢年金受給者貧困率は10%以上20%以下の中位水準で低位所得者年金のネットの所得代替率も中位水準だが低位所得者年金のネットの所得代替率は低い国もあるため、特定階層向け年金の対平均所得比よりも低位所得者年金のネットの所得代替率の方が高齢年金受給者貧困率との関連性は強いと言える。

次に、低位所得者年金の高い所得代替率＝低い高齢年金受給者貧困率の関係が当てはまらなかったポルトガル・ギリシャ・トルコ・ドイツのうち、まず、最低年金が1階年金の最低保障額を規定するポルトガル・ギリシャ・トルコについて見てみると、最低年金＞特定階層向け年金（対平均報酬比）となっており、これは、報酬比例年金の一定の要件（拠出年数等）が求められる最低年金を受給できない低・無年金者ではかなり低水準の資産調査プログラム（その対平均報酬比は2004年でトルコ6%、ギリシャ11%、ポルトガル20%）になるということを意味する。ルクセンブルクも、こうした最低年金＞特定階層向け年金である最低年金が1階部分の満額年金額を規定する国で、その特定階層向け年金（対平均報酬比）は、

2004年で31%と最低年金額より低額なものの、他国と比べたその比率が高く最低年金額との差が小さいためか、高齢年金受給者貧困率は低い。

この傾向は、当該3カ国以外で特定階層向け年金と最低年金の両方を有する国についてもほぼ当てはまる。すなわち、アメリカ・イギリス・フランス・スイス・チェコでも特定階層向け年金と最低年金の両方を有する国だが、高い高齢年金受給者貧困率のアメリカでは最低年金>特定階層向け年金である一方、高齢年金受給者貧困率はOECD平均以下と中・低位であるイギリス・フランス・スイス・チェコ（チェコでは、1階部分の年金水準規定を2002年度での最低年金から2004年には特定階層向け年金に転換させるとともに、その対平均報酬比を12%から26%へと2倍強に増やしている。）では最低年金<特定階層向け年金（対平均報酬比）である（表2）。

したがって、ポルトガル・ギリシャ・トルコでは低位所得者年金のネットの所得代替率が高いが高齢者貧困率が高いのは、最低年金>特定階層向け年金（対平均報酬比）でその差が大きいことと関連があるということになる。

ドイツについては、「老齢年金の水準は生活保護給付との対比で常に論じられている」同国の「生活保護の水準は平均手取り賃金の40%に相当し」、40年加入で平均的な賃金を得ていた者が生活保護水準に達するのに約26年かかるとされており（府川哲夫、p.77、2005）、この平均手取り賃金の40%という生活保護水準を2004年度の年金水準と比べてみると、グロスでは、中位所得者年金の所得代替率（39.9%）も低位所得者年金の所得代替率（39.9%）もほぼ生活保護給付水準並の低水準である。にもかかわらず高齢年金受給者貧困率が低い<sup>[14]</sup>のは、低いグロス年金水準に上乘せされる税・社会保障負担の役割で、その1つに、特定階層向け年金である、2003年に新設した公的扶助とは別立ての「老齢・重度障害者基礎保障」が挙げられよう。この「老齢・重度障害者基礎保障」では、資産調査はあるが、扶養義務を公的扶助よりも限定することで受給しやすくスティグマを減らして「隠れた貧困」の解消を図っていることと、「社会扶助額に準じている」その給付額は、補足給付ではなく定額給付だが、その不足分は公的扶助によって補足する併給権を認めていることが特徴で（布川日佐史、上掲稿、p.113～114）、要するに「老齢・重度障害者基礎保障」額 $\geq$ 公的扶助額となっていることである。

他方、最低年金ではなく基礎年金と特定階層向け年金とを組み合わせると最低年金保障を規定しているのがアイルランド・ノルウェー（ノルウェーの高齢年金受給者貧困率はOECD平均より若干低い）・デンマーク・カナダ・チェコ・アイスランドだが（これらは2004年度に基礎年金を有する12カ国中の6カ国である。）、これらの国でも上記と同様の関係が認められる。すなわち、低い高齢年金受給者貧困率のカナダ・チェコ・デンマーク・ルクセンブルク・ノルウェーでは、上記のルクセンブルクを除いて、特定階層向け年金 $\geq$ 基礎年金（基礎年金の上乗せである年金を合計した基礎年金額）である一方、高齢年金受給者貧困率が高いアイルランドでは特定階層向け年金<基礎年金である（表2）。

以上から、OECD平均並みの高齢年金受給者貧困率にするには、低位所得者年金のネッ

トの所得代替率をOECD平均並みの80%程度に高めるとともに、公的年金が定額給付のみの場合には（日本でこれに該当するのは公的年金が基礎年金のみの1号被保険者年金である。）、ニュージーランドやオランダの基礎年金のようにネットの基礎年金水準 $\geq$ 公的扶助水準とし、公的年金が報酬比例給付で（日本では2号被保険者年金がこれに該当する。）特定階層向け年金と最低年金又は基礎年金を持つ場合には、特定階層向け年金 $>$ 基礎年金または最低年金とする必要があるということになる。

### C. 特定階層向け年金無しの高齢年金受給者貧困率

特定階層向け年金が無いのは、OECD30カ国中、メキシコ・日本・ハンガリー・ポーランド・オランダ・ニュージーランド・スペイン・韓国の8カ国、そのうち、高齢年金受給者貧困率が不明な韓国・スペインを除く6カ国についてみると、メキシコ・日本は20%以上の高い高齢年金受給者貧困率、ハンガリー・ポーランド・オランダ・ニュージーランドは低い高齢年金受給者貧困率で、高貧困率国と低貧困率国とに二極化している。しかし、4.2で見たように、概ね前者は低位所得者年金の所得代替率が低く後者は高いことが高齢年金受給者貧困率と関連していたので、特定階層向け年金無しで高齢年金受給者貧困率を低めるには低位所得者年金の所得代替率を高める必要があるということになる。

特定階層向け年金は無いが低い高齢年金受給者貧困率のニュージーランド・オランダに共通するのは、公的年金を全ての国民が加入する普遍的年金とした上で、公的年金額 $\geq$ 公的扶助基準額としている点である。すなわち、ニュージーランドの老齢年金は、同国の社会保障給付のほとんどが資産調査付き給付の中で、退役軍人年金及び一部の障害関連所得給付と並んで資産調査無しの所得給付で、その手取り基本給付額も社会保障給付中最高額なので（仲村優一・一番ヶ瀬康子編、p.313～315及び表5、2000）、これが高齢年金受給者貧困率が低い理由であると考えられる<sup>[15]</sup>。

オランダの公的年金は、全額税財源のニュージーランドとは異なり、国庫負担はあるが保険料拠出を要件とする社会保険方式の定額基礎年金のみだが、社会扶助額=ネットの基礎年金としての位置付けなので、グロスの基礎年金額 $>$ 社会扶助額である<sup>[16]</sup>。

従って、2階部分の強制加入年金が無い日本の1号被保険者の基礎年金についても、それが貧困回避機能を持つにはニュージーランド・オランダのようにネットの基礎年金 $\geq$ 社会扶助額とする必要があると言えよう。

なお、このOECD資料では日本は特定階層向け年金無しの高齢年金受給者貧困率とされているが、実際には、所得調査のみの年金関連の社会手当がある（例：老人福祉年金、20歳前障害基礎年金、特定障害者への特別給付金等）。しかし、それらは、基礎年金と同額の20歳前障害基礎年金を除けば、国民皆年金である国民年金制度の不備を補完する経過的年金の位置付けで、その額も2004年度OECDの1階年金の対平均報酬比で最低となった基礎年金額よりも低額なので、上記のデンマーク・カナダ・アイスランド等の社会手当的特定階層向け年金のように、低額の基礎年金を補完して貧困を防止する機能は無い。

## 5. 年金水準と最低賃金及び高齢年金受給者貧困率

上記のように、OECD資料で最低賃金と年金水準の関係が明記されているのは、高齢年金受給者貧困率が高いギリシャ・メキシコ・ポルトガルと高齢年金受給者貧困率が低いオランダの4カ国のみである。

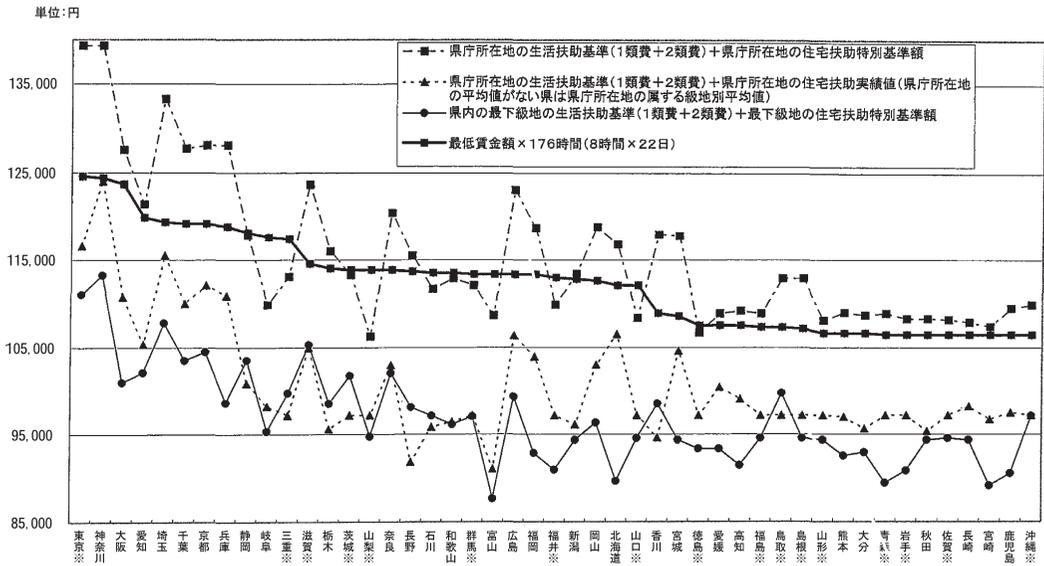
ギリシャでは、最低賃金額48.6% > 最低年金額34% > 特定階層向け年金11% (いずれも対平均報酬比、最低賃金額については国別分析より筆者算出)、メキシコでは、実質最低賃金額 = 最低年金額 (対平均報酬比26%)、ポルトガルでは、ネット最低賃金額 (社会保障負担分を除いた額)  $\geq$  最低年金額 (最低賃金額の65 ~ 100% = 平均報酬の44%) > 特定階層向け年金 (目標はネット最低賃金額の50%だが、現状は30%未満 = 平均報酬の20%とされている。) で、3カ国とも年金の最低保障額を規定する最低年金は最低賃金額  $\geq$  最低年金額として位置付けられてはいるが、上記のようにメキシコでは社会扶助との関連性が無く、ポルトガル・ギリシャでは最低年金を充足できない低・無年金者はかなり低水準の特定階層向け年金の受給となる。

他方、オランダでは、1968年の全国一律最低賃金制度創設と1979年の調整メカニズム法による最低賃金と社会保障最低給付のリンクによって (小越洋之助、p.29 ~ 31、Winter1998)、基礎年金額は最低賃金と連動するとともにネットの老齢基礎年金額 = 社会扶助額 (資産調査付き) と規定されていることが低い高齢年金受給者貧困率と関連していると考えられる<sup>[17]</sup>。

したがって、4カ国とも最低賃金額  $\geq$  最低年金額となつてはいるが、年金が貧困防止機能を果たすには、ネットの最低賃金 > ネット基礎年金額 = 社会扶助額であるオランダの定額基礎年金のように最低年金保障額を規定する最低年金額をネットの最低年金額  $\geq$  社会扶助額として位置づければ、65歳未満も含めた年金受給者が社会扶助受給をせずに最低生活費を保障され、公的扶助は短期・一時的な経済的困窮者向けの本来の制度として機能することが可能になるはずである。

日本の場合、生活保護水準・最低賃金・基礎年金額との関連性は、図4に見るように、ほぼ生活保護基準の最高額 > 最低賃金額 > 生活保護基準の最低額 > 基礎年金額 (老齢基礎年金満額月額は約6.6万) で、最低賃金額が住宅扶助を含めた生活保護基準を県内全域で上回る都道府県は9道府県にすぎず、最低生活費を保障する最低賃金の機能が十分に果たされていない。しかし、この問題が社会問題化したのは、高齢者の貧困としての年金問題ではなく (従って、2004年度年金改正では取り上げられなかった。)、若年者のワーキング・プア問題としてであり、その結果、2007年の最低賃金法の改正では、9条の地域別最低賃金の原則において、「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮」した「地域における労働者の生計費」を考慮すると規定されたものの、図1でみたような大きな地域格差を是認した地域別最低賃金を維持するに留まったことや、「通常の事業の賃金支払い能力を考慮」するとの規定、更に年金をはじめとした生活保護以外の社会保障給付との整合性にも配慮していない等、従来の問題点を大きく改善する内容にはなっていない。

図4 生活保護（生活扶助基準（1類費+2類費）+住宅扶助（特別基準額又は実績値）と最低賃金）2003年



注1) 生活扶助基準（1類費+2類費）は18～19歳単身である。  
 注2) ▲の住宅扶助の平均値については、※がついていない都道府県は県庁所在地の平均値を、※がついている都道府県は県庁所在地の属する窮地の平均値を用いて算出。  
 注3) 生活扶助基準額には冬期加算を含めて計算。  
 注4) データは平成15年度のもの

第1回労働政策審議会労働条件分科会最低賃金部会2005年6月16日配布資料  
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/06/dl/s0616-6c3b.pdf>

## 6. 年金と社会保障負担

OECD資料では税も含めて年金との関連性を分析しているが、日本では介護保険法創設以後、年金からの社会保険料天引き問題として問題化してきたものの、これまで他国の実態についてはほとんど知られてこなかった、年金受給と社会保障負担についてのみここでは検討する。

日本も含むOECD30カ国中、年金受給者への社会保障負担を課している国は、日本・ルクセンブルク・オランダ・ノルウェー・オーストリア・ベルギー・フィンランド・フランス・ドイツ・ポーランドの10カ国、すべて社会保険方式の国であり、その具体的内容は次の通りである（この点に触れているのは『Pension at a Glance2005』のみである。なお、以下のA～Cは筆者による区分である。）。

### A. 特定階層向け年金を持つ6カ国：

<オーストリア>疾病保険のみを負担する。年金は14ヶ月分の支給である。

<フィンランド>課税所得のみに課す疾病保険のみである。

<フランス>高齢者は、一般的な社会保障負担はないが、6%の一般社会拠出金のみは支払う義務がある。しかし、最低所得の年金受給者には免除があるため、4割の高齢者は支払っていないとされる。

<ノルウェー>年金所得者は社会保障負担を被用者の7.8%より低い3%を課せられるが、税額限度規則により2002年度で105325ノルウェークローネ以下の年金所得が課税対象外な

ので、53233ノルウェークローネの基礎年金やこの79.33%である資産調査付き補足給付の受給者は対象外となる。

<ドイツ>医療保険料7%と長期介護保険料0.85%の計7.85%を負担する。

<ルクセンブルク>被用者では医療保険4.95%、長期介護保険1%の保険料を年金受給者では2.65%・1%を負担し、また失業保険に係る2.5%の連帯税(計4.15%)を負担する。40年拠出の満額の最低年金は月額1191ユーロで、拠出年数が短ければ最低拠出年数20年まで減額されるが、単身者で月額999ユーロの「社会扶助的最低保障水準」でこれを保障している。

#### B. 最低年金をもつ2カ国

<ベルギー>手取り年金所得は単身で月額1023ユーロ、被扶養者を持つ年金受給者で月額1221ユーロの最低限度額を上回る年金受給者には健康保険及び身体障害者保険料3.55%を負担する。保険料拠出要件を満たした場合の最低年金は単身で月額786.5ユーロ、被扶養配偶者がいる年金受給者は月額982.8ユーロ、15年の最低拠出年数を満たした低所得またはパート労働者への最低年金クレジットは月額958ユーロで年金受給者はどちらか高額の年金額を受給できることになっているので、これらの最低年金受給者は上記の保険料負担は無いということになる。

<ポーランド>年金所得者は、2003年度より7.75%の健康保険料を9%に達するまで毎年0.25%ずつ負担する(7.75%は所得控除の対象なので、毎年0.25%のみの負担ということになる)。

#### C. 基礎年金を持つ2カ国

<オランダ>年金受給者は一般健康保険法と遺族年金保険の保険料を年金所得の11.5%を負担するが、上記のようにネットの基礎年金額=社会扶助額なので、社会保険料を負担しても最低生活費である社会扶助額は保障される仕組みと言える。

<日本>健康保険料および介護保険料が年金所得に課せられる。

以上から、年金受給者にも社会保障負担を課す国の特徴を挙げると、①介護保険料負担も課す日本・ドイツ・ルクセンブルクと失業保険も課すルクセンブルク以外の6カ国は、年金受給者に負担を課す社会保険は医療保険のみであること、②ドイツ・ルクセンブルク・ポーランド・日本以外は、年金受給者の最低生活費には負担を課さないというのが明確になっていること、③ドイツ・ルクセンブルク・ポーランドでは定率保険料の応能負担制で、日本の国民年金1号被保険者や国保のように低所得者に負担が重い逆進的な定額拠出の応益負担制ではなく、その高齢者の貧困率もOECD諸国の中では平均以下と低いこと、④ドイツ・ルクセンブルクでは、上記のように公的扶助とは別の特定階層向け年金があって公的扶助受給の歯止めになっていることである。

なおドイツの医療・介護保険料は、①応能負担制の定率負担で、②被扶養家族の保険料負担は無く、③失業給付や共同作業所に通う障害者の保険料は失業保険者や管轄社会保障主体

が負担し、④利用者負担は無いが、日本では、①国保及び介護保険料は定額負担で、②個人単位加入なので被扶養者も失業者も障害者も負担する応益制、③定率の利用者負担もあるので、「ドイツに比べると低所得者に大変厳しいシステム」であるとの指摘があるが（木下秀雄、p.66、2000.3）、加えて、日本では2008年度から開始された75歳以上の「高齢者の医療の確保に関する法律」でも上記の①～③の介護保険方式を踏襲しているため、さらに低所得者に厳しいシステムとなっている。

なお、伊藤周平が整理した介護保険料国家賠償訴訟における①住民税非課税のような低所得者の保険料を非賦課か全額免除としないのは憲法14・25条違反、②年金からの天引き（＝特別徴収）は憲法14・25条違反の論点に対して最高裁判決が違憲ではないとした根拠は、①では、保険料率を本人・家族の負担能力に応じた段階保険料とし、この所得段階別保険料の1～3までの「境界層該当者」に低い基準を適用することで生活保護法の要保護者にならないようにする規定を設けたこと、②では、介護保険料は「日常生活の基礎的な経費に相当する」うえ、一定額以下の低年金者は特別徴収の対象外としていることを挙げているが（伊藤周平、p.6～7、2008.5）、こうした年金の社会保険料負担問題のより詳細な検討は今後の課題としたい。

## 7. 結語

以上、高齢者貧困率との比較で、年金水準、特に貧困回避機能を持つ1階年金（日本では基礎年金）の水準を対平均報酬比である所得代替率の点から検討し、OECD30カ国（高齢者貧困率では25カ国）における日本の位置を明らかにしてきた。直近のOECDデータは1つしかなく比較年次も異なる高齢年金受給者貧困率との比較や所得代替率という理論数値での比較といったデータの限界もあり、年金受給者が実際に受け取る年金水準との乖離もあるとは思われるが、各国の相次ぐ年金改革の中で、公的年金の貧困回避機能を重視して年金改革の結果を検証するという意図の下に2005年度からOECDが開始した、2年ごとの加盟各国の年金統計資料を活用し、保険料引き上げと給付削減の財政的効率性のみを優先し貧困回避策を軽視してきた1980年代以降の日本と比べた他国の年金水準の実態、特に厳しい財政環境の中でも低い貧困率を維持している他国の実態を通して日本が学ぶべき知見を得たいという問題意識から、高齢者貧困率と照らし合わせた高齢者年金の所得代替率（対平均報酬率）を検討してみた。以下に検討結果と考察を簡単にまとめて結語としたい。

①2004年度の中位所得者年金の所得代替率は、OECD平均はグロスで60.8%、ネットで71.2%で、OECDの相対的貧困基準の50%を越えてはいるが、グロスでは13カ国と半分近くの国が50%未満である。しかし、そのネットでの所得代替率が50%未満であるのは5カ国と少なく、大半の国が所得代替率50%以上という年金の相対的貧困基準をクリアしている中で、日本はグロス・ネットの両比率とも50%未満の少数国に属している。

②高齢者の貧困率に関連性が強い、1階部分年金の所得代替率及び平均報酬の0.5倍の低位所得者年金のグロスの所得代替率についてみると、日本の場合、マクロ経済スライド制の導

入等によって年金制度の持続可能性が確保されたと言われた2004年度年金制度改正の結果、OECD30カ国中最低となり（ネットの所得代替率はメキシコに次いで第2位の低さである。）、OECDの『Pension at a Glance』2007版で高齢者の貧困リスクの危険有り指摘される状況になっている。

③②の日本の状況は、高齢者貧困率の低い国も高い国も含めてOECD諸国の多くが貧困回避策を採っている中で、特にポルトガルと並んでこれとは逆方向の政策運営をしてきた結果であるように見える。特に、貧困リスクが高い公的年金1階年金のみで拠出は応益負担の定額制である1号被保険者年金を2階建て年金と同一扱いで給付削減・保険料引き上げ・税や社会保障負担増の制度改正の対象としたのは（これは、小泉構造改革の“聖域無き構造改革”の悪しき結果の1つと言える。）、こうした年金制度は他の先進国では存在しないので<sup>[18]</sup>、国際的にも稀な貧困促進的政策運営であると言える。市場化・グローバル化を強めている中でこそ、年金の貧困回避機能は強化されなければならない、この機能を欠いた公的年金制度の持続可能性は無いことをOECDは示唆し有益な年金資料を加盟各国に提供しているが、このことを政策当局は強く認識し、これを活かした政策運営に転換することが望まれる。

④その場合に参考になるのは、低い高齢者貧困率を長く維持してきた国の年金制度運営であり、以上の検討結果から言えば、そのモデルとして基礎年金を持つ社会保険方式の国ではオランダ、基礎年金を持つ税方式の国ではカナダ・デンマーク・ニュージーランドが挙げられるが、年金制度以外の面でこれら4カ国に共通している点の1つは全国一律最低賃金制の存在で、この水準を公的扶助基準とリンクさせ最低生活費を保障することが全国民平等の最低保障という公的年金の普遍性の基盤にもなっていることである。この点で、1979年の調整メカニズム法による最低賃金と社会保障最低給付のリンク以来、単身者ではネットの最低賃金>ネットの年金基礎額=社会扶助額としてきたオランダの明確な方式は<sup>[19]</sup>、高齢者の貧困防止だけでなく65歳未満の者の貧困防止にも繋がるもので、ワーキング・プア対策としても注目に値する。日本でも、若年者のワーキング・プア対策として2007年度に最低賃金法が改正されたが、生活保護との整合性に配慮するとはしたものの、賃金支払い能力の考慮や、大きな地域別格差を是認した地域別最低賃金制は維持されたままであり、上記の最低賃金・年金・生活保護をリンクさせたオランダ方式とは大きく異なっている。

なお、高い加入率の産業別労働組合の存在を背景に、2004年度で97%という高率の加入率で“準強制加入”の職域年金を持つが故に公的年金は1階建てであるオランダや、高い税の投入で1階建て年金の高い所得代替率を維持しているニュージーランドでは、1階建て年金国の中では例外的に低い高齢者貧困率であり、そうした社会的・政治的基盤を持たない日本では、1階建て年金のみで貧困回避を目指すことは困難であると考えられる。この点では、西沢和彦が推奨するカナダ（本稿ではこれと同類の年金制度としてデンマークも含めている。）の社会手当の基礎年金と報酬比例年金による2階建て年金制度に（カナダ・デンマークでも最低賃金・年金・社会扶助のリンクというオランダ方式を採っているのかは、不明である。）、最低賃金・基礎年金・公的扶助のリンク付けというオランダ方式を組み込むことが

望ましいと考える。

⑤現在、諸政党・団体等が目標とすべき基礎年金給付額を提示しているが、生活保護費相当額としている国民新党以外は5～8万円で、2006年度生活扶助基準相当額なので<sup>[20]</sup>、これだけでは満額受給でも最低生活費を満たせず、貧困回避には繋がらない。それゆえ、基礎年金への1/3から1/2への国費投入の前に、上記・岩田正美の言うように、社会保障全体の中での最低保障の位置付けを土台とする議論がなされるべきであり、これがOECD先進国の国際標準に叶うとともに財源の効率的な使用にも繋がる方向であると考えられる。

なお、本稿脱稿後、本稿の分析対象に関わる社会保障国民会議の最終報告（2008年11月14日）や社会保障審議会年金部会の中間報告（2008年11月19日）が出され、無年金・低年金問題に対応する最低保障機能強化のためには社会保障全体の見直しが必要等の注目すべき視点が提示されているが、政策展開途上であるので、本稿ではこれ以上触れない。この点については、社会保障の需要抑制という従来の社会保障・社会福祉政策の転換となるのかどうかも含めて、今後の検討課題としたい。

⑥年金水準と貧困率との関係については、老齢年金に限定しており、障害・遺族年金については分析出来ていない。また、税や他の社会保障負担と年金給付との関連性についても、生活不安を増す問題となっているにもかかわらず、不十分な分析に留まっており、これらの検討も今後の課題である。

## 注

- [1] 『Pensions at a Glance:PUBLIC POLICIES ACROSS OECD COUNTRIES 2005 EDISION』、日本語文献はOECD編『図表で見る世界の年金』明石書店、2007、及び『Pensions at a Glance:PUBLIC POLICIES ACROSS OECD COUNTRIES 2007 EDISION』。後者は、2008年10月現在で日本語訳の公刊はされていない。なお、前者は2002年の、後者は2004年の数値を用いている。
- [2] 同様にILOも、公的年金制度の不可欠な機能として「所得再分配に基づく貧困防止機能と社会的連帯性に基づく安定的代替所得提供機能」を重視し、年金制度体系としては、「税金を財源とする賦課主義的最低保証年金制度」と「拠出金（年金保険料・税）を財源とする賦課主義的所得比例年金制度」を推奨している（渡部記安『21世紀の公私年金政策』ひつじ書房、p.304、2003）。
- [3] 2005年版のOECD資料での「社会扶助」の区分は2007年版では「特定階層向け年金」に組み入れられたので、本稿ではこの2007年版の区分を用いる。
- [4] OECD、p.75、2007。なお、基礎年金創設時には、基礎年金水準の絶対額は、「イギリス、スウェーデン、カナダなど諸外国の基礎年金の水準と比較しても、わが国の基礎年金の水準は決して低くない妥当な水準」であると年金局長・吉原健二は述べていた（吉原健二、p.53、1987）。なお、この場合は絶対額での比較で、この比較だと、OECD・ILOの貧困回避のための最低基準での比較というように、年金政策論理を明確に比較することができない。基礎年金については、現在でもこの絶対額での議論が主流であり、このことが国際標準からみた公的年金の貧困回避機能の追求という政策努力を怠ってきた一因の1つでもあるように思われる。
- [5] この背景は、1つには、2000年の介護保険法創設に伴う社会福祉事業法改正の際、衆議院厚生委員会でも2005年を目途とする生活保護法の改正が付帯決議されたこと、2つには（これが最も強い

要因だが)、財政制度審議会(財務大臣の諮問機関)が「年金給付水準の見直しなどを踏まえると生活扶助基準・加算の引き上げ、廃止などの検討が必要である」とし、これを受けて小泉内閣の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003(2003.6.27閣議決定)」でも「高齢加算等の扶助基準など制度、運営の両面にわたる見直しが必要」と提言されたため、2003年8月に生活保護制度見直しの「生活保護制度在り方に関する専門委員会」が設置されたが、その検討途中での2003年11月に、国庫補助金・地方交付税交付金・国税を一体で改革するという小泉内閣の三位一体改革が出されたため、厚生労働省の国庫補助率削減案となった。しかし、特に負担が増える地方自治体等の強い反対等があったため、2004年11月26日の政府・与党合意で生活保護等の改革は「地方団体関係者が参加する協議会を設置して検討を行い、平成17年秋までに結論を得て、平成18年度から実施する」こととなり、2005年4月20日から11月25日まで9回会議が開催された「生活保護費及び児童扶養手当に関する関係者協議会」で、決着が付かず、結局、2005年12月1日の確認書で地方自治体による生活保護の適正化の実施と引き替えに国庫負担率の引き下げ案は撤回されることになった(竹下義樹・吉永純編『死にたくない!いま、生活保護が生きる時』2006、青木書店、p.139~140、181~182)。

- [6] 但し、最低生活保障年金を支える公費の財源として消費税を推奨する点については、最低保障の原則は応能負担ゆえ、疑問である。
- [7] これについての先行研究には、最低賃金水準と年金・生活扶助水準とをリンクさせているオランダの社会保障制度については廣瀬真理子・小越洋之助・黒川俊雄・大森正博の研究があり、最低賃金と貧困については橋木俊昭・浦川邦夫の研究がある(引用・参考文献参照)。
- [8] 伊藤周平によれば、介護保険料国家賠償訴訟の論点は、①住民税非課税のような低所得者の保険料を非賦課か全額免除としないのは憲法14・25条違反、②年金からの天引き(=特別徴収)は憲法14・25条違反、③保険料の料率を条例で定めるとしているのは租税法律主義を規定する憲法84条違反の3点だが、2006年3月28日の最高裁判決で3点とも違反しないという判決となった(伊藤周平、p.4~6、2008.5)。なお、この最高裁判決や伊藤論文でも他国の実態については触れていない。
- [9] 久本貴志によると、アメリカでは、経済政策研究所Economic Policy Instituteが算定する家族の基本的ニーズを満たす事が出来る基準である地域別最低生活費として、基礎家計費Basic family budgets(食費、保育費、交通費、医療費、その他の費用、税金)を参考に公式の貧困ラインを公表しているが、1999年で、この基礎家計費は公式貧困ラインの1.6~3.4倍と大きな格差があり、全米平均では貧困ラインの2.2倍で、客観的に算出された基礎家計費よりも公式の貧困ラインは1/2強の低水準であるという(久本貴志、p.19~20、2006)。
- [10] 橋木、同上書。なお、渡辺記安は、上記のLuxembourg Income Study Projectと同じく、ILOの所得代替率の最低基準を40%としている(渡辺記安、p.306、2003)。
- [11] 黒川俊雄・小越洋之助、p.104、2002。なお、フランスではこの考えに基づいて、全国一律最低賃金水準を平均賃金または所得の中央値の二分の一以上としている(同上書、p.104、2002)。
- [12] 所得には、賃金収入、自営所得、資産所得、公的移転所得を含むが、ネットの収入とは、この所得から個人・世帯が払う直接税及び継続的就業の場合の社会保障納付金を差し引いた額である(OECD、p.66、2006)。
- [13] なお、2階部分の強制加入年金が無い日本の1号被保険者の年金制度もこの中に入るだろう。
- [14] 布川日佐史によると、2002年末でのドイツの生計扶助受給者2,757万人中65歳以上高齢受給者は189万人で約7%にすぎず、また、可処分所得の中央値の60%未満を貧困と見なす2003年の同国の貧困率は13.5%、65歳以上は11.4%で高齢者の貧困率は同国全体の貧困率よりも低い(布川日佐史、

- p.103・111、2006) が、表②③④の2000年度の年金受給者の貧困率8.5%と比べると高い。
- [15] 日本を含む多くの先進国では低・無年金ゆえの高齢期における“貧困の女性化”が指摘される中で、ニュージーランドでは、高齢女性の54%はその収入の9割が年金収入であるが、年金受給期間は「一生涯でもっとも経済的に安定した時期」であるという（仲村優一・一番ヶ瀬康子編、p.407、2000）。
- [16] 2005年1月の単身高齢者のグロスの基礎年金月額額は924.86プラス休暇手当42.74の計927.60ユーロ、公的扶助額は828.5プラス休暇手当38.13の計866.63ユーロなので（大森正博、p.144・161図表Ⅱ-3-3、Ⅱ-3-14、2006）、グロスの基礎年金月額>公的扶助額である。
- [17] 最低賃金額と社会扶助額との関連づけは、21歳以上65歳未満の社会扶助額はカップルでネットの最低賃金の100%、独身で50%とされ、65歳以上高齢者の社会扶助額はカップル・独身ともこれより高いので（大森正博、上記図表Ⅱ-3-3、Ⅱ-3-14参照）、単身者の場合、ネットの最低賃金>ネット基礎額=社会扶助額となる。
- [18] イギリス以外のOECD諸国の年金保険料は応能負担の定率制である。定額制を持つイギリスでも所得が一定以上になると定額プラス定率制の応能負担となり、公的年金は全国民が基礎年金プラス報酬比例年金の2階建てで一元化されている。
- [19] 周知のように、ナショナル・ミニマムの提唱者・S&B Webbは、労働時間や賃金等の労働条件から公的扶助等の社会保障へと最低基準の領域を拡大させてナショナル・ミニマム論を展開しており、オランダの方式はこうしたS&B Webbのナショナル・ミニマム論に沿ったナショナル・ミニマムの具体的実施形態であるとも言える。
- [20] 2006年度の68歳高齢女性1人世帯3級地の1の生活扶助基準月額（衣・食の個人経費プラス光熱水費・家具什器の世帯共通経費）は、最低額では3級地2の62,640円、最高額では1級地1の80,820円で、基礎年金額約6.6万円は3級地の1の生活扶助基準相当額となる。これには、住居費、医療費、介護費、教育費、出産費、葬祭費、就業関連の生業費は含まれない。

#### <引用・参考文献>

- OECD編著・高木郁郎監訳、麻生裕子訳『図表で見る世界の社会問題』明石書店、東京、2006。
- OECD編著・栗林世監訳・連合総合生活開発研究所訳『図表で見る世界の年金』明石書店、東京、2007。
- OECD, Pension at a Glance: PUBLIC POLICIES ACROSS OECD COUNTRIES 2007。
- 渡部記安『21世紀の公私年金政策』ひつじ書房、東京、2003。
- 大森正博「オランダの最低生活保障制度」栃本十三郎・連合総合生活研究所編『積極的な生活保障の確立』第一法規、東京、2006。
- 布川日佐史「ドイツにおける最低生活保障制度とその改革動向」栃本十三郎・連合総合生活開発研究所編『積極的な最低生活保障の確立』第一法規、東京、2006。
- 廣瀬真理子「オランダの社会保障制度」全国社会福祉協議会・全国社会福祉研究委員会編『オランダの社会福祉』全国社会福祉協議会、東京、1989。
- 小越洋之助①「オランダにおける就労インセンティブ政策と社会保障」『海外社会保障研究』No. 125、Winter1998、②小越洋之助・黒川俊雄『ナショナル・ミニマムの軸となる最賃制』大月書店、東京、2002、③小越洋之助・黒川俊雄編『全国一律最賃制を軸としたナショナル・ミニマム』大月書店、東京、2003、④小越洋之助・飯塚和夫・久昌以明・渡辺穎助『年金の根本問題とその解決の道を考える』あけび書房、東京、2005。
- 久本貴志「アメリカの貧困」、渋谷博史・C. ウェザーズ編『アメリカの貧困と福祉』日本経済評論社、

東京、2006。

西沢和彦①「基礎年金の在り方」、貝塚啓明・財務省総合研究所編『年金を考える』中央経済社、東京、2006、②『年金制度は誰のものか』日本経済新聞社、東京、2008。

吉原健二『新年金法』、全国社会保険協会、東京、1987。

木下秀雄「ドイツの介護保険システムと介護保険法の現状」、総合福祉研究所『総合福祉研究』、第16号、2000.3。

朝日健二「介護保険最新動向⑤食費・居住費徴収で低所得者対策」、全国老人福祉問題研究会『ゆたかなくらし』本の泉社、東京、2005年8月号。

府川哲夫「ドイツモデルの長所・短所」、清家篤・府川哲夫編『先進5カ国の年金改革と日本』丸善ブラネット株式会社、東京、2005。

仲村優一・一番ヶ瀬康子編集委員会代表『世界の社会福祉 オーストラリア ニュージーランド』旬報社、東京、2000。

大森正博「オランダの最低生活保障制度」梶本十三郎・連合総合生活開発研究所編『積極的な生活保障の確立』第一法規、東京、2006。

竹下義樹・吉永純編『死にたくない！いま、生活保護が生きる時』青木書店、東京、2006。

里見賢治「基礎年金・公費負担方式構想の比較と考察」、『賃金と社会保障』旬報社、東京、No. 1462、2008.3。

岩田正美「最低生活保障の行方」、全国社会福祉協議会『社会福祉研究』鉄道弘済会、東京、第96号、2006.7。

橘木俊詔・浦川邦夫『日本の貧困研究』東京大学出版会、東京、2006。

伊藤周平「介護保険料負担と生存権保障再考」、『賃金と社会保障』旬報社、東京、2008.5。

経済企画庁経済研究所編「新たな基礎年金制度の構築に向けて」経済企画庁経済研究所、東京、1999。

西村可明編『移行経済国の年金改革』ミネルヴァ書房、京都、2006。

貝塚啓明・財務省総合研究所編『年金を考える』中央経済社、東京、2006。

駒村康平「医療・介護・年金と最低生活保障」、貝塚啓明・財務省総合研究所編『年金を考える』中央経済社、東京、2006。

## Summary

A Study of Benefit Level and Poverty-preventing Function of Old-age Pension  
— Through a Comparison among OECD Countries —

Emiko Umino

The purpose of this paper is to insure how old-age pension systems perform poverty-preventing function, and to discuss how old-age pension systems can perform it, through a comparison benefit level of old-age pension with the aged pensioners' poverty rate among OECD countries. The reason for this purpose is that under public pension reforms for decrease and privatization of pension systems, a risk of old-age poverty is increasing. It is conclusions that the first rule is to adjust respective Amounts to  $\text{Net Minimum Wage} > \text{Net Minimum Pension} \geq \text{Social Assistance Benefits}$  as well as in Netherland.

**Keywords** Old-age Pension, The Aged Pensioners' Poverty Rate, Minimum Wage, Minimum Benefit, The Dutch Pension System.

(2008年10月14日 受領)